一　般　競　争　入　札　公　告

令和７年７月３１日

社会福祉法人　熊谷福祉の里　の発注する「クイーンズビラ軽費老人ホーム大規模修繕工事」の一般競争入札について、次のとおり公告します。

社会福祉法人　熊谷福祉の里
理事長　神頭　憲司

１．入札対象工事概要
（１）工事名称　クイーンズビラ軽費老人ホーム大規模修繕工事
（２）工事場所　埼玉県熊谷市太井 1777 番地１
（３）工事概要　建物用途　軽費老人ホーム
構造規模　鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺陸屋根 6 階建
敷地面積　3041.00 ㎡
建築面積　1389.61 ㎡
延床面積　3866.34 ㎡
（４）工事内容　建築工事、電気設備工事、給排水設備工事、空調換気設備工事、外構工事他
（５）工事期間　契約日から令和８年２月２８日まで（諸官庁検査済証取得含む）

２．入札方法等
（１）入札方法　一般競争入札
（２）予定価格　有（非公表）
（３）最低制限価格　有（非公表）
（４）入札保証金　無（免除）

３．入札参加資格
（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、更生手続き又は再生手続き開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。

（３）令和７・８年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿に対象工事に対応する業種で登載されている単体企業（共同企業体は不可）で、格付けが A ランク以上であること。

（４）開札日から１年７月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２３第１項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていること。ただし、当該入札に係る建設工事の請負代金額が建築工事一式にあっては１,５００万円未満、それ以外の工事にあっては５００万円未満の場合はこの限りでない。

（５）公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

（６）公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

（７）建設業の許可を有すること。

（８）資格者名簿の本店・支店（営業所）の所在地が埼玉県内であること。

（９）当法人の理事が役員をしている企業でないこと。

（10）入札公告日において、健康保険法（大正１１年法律第７０号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）に基づく厚生年金保険、雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

４．一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

（１）受付期間　令和７年７月３１日（木）から令和７年８月８日（金）まで

（２）受付時間　午前１０時～午後４時まで

（３）提出書類

①会社案内・会社経歴書

②建設業許可証明書の写し

③令和７・８年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿の資格審査数値を証する書類の写し。

④直近の経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書の写し。

（４）提出方法

持参または郵送（郵送の場合８月８日（金）必着）

（持参する場合は、あらかじめ下記提出先へ連絡の上来所すること。）

なお、提出書類は返却いたしません。

（５）提出・問合せ先

社会福祉法人　熊谷福祉の里

〒360-0025 埼玉県熊谷市太井 1777 番地１

担当：社会福祉法人　熊谷福祉の里　髙栁　富美代

TEL：048-523-8855

E-mail：kumagaya@queensvilla.com

５．一般競争入札参加資格等確認通知及び設計図書等の配付

（１）入札参加資格確認審査後、入札参加資格ありとした者に対して、指定されたメールアドレスに図面・仕様書を配付する。尚、現場説明会は８月１８日（月）午前１０時から行う予定となっており、同時に質疑応答を行うものとする。参加は１社２名までとし事前に参加連絡をするものとする。

（２）配付した図面・仕様書は入札後に責任をもってデータ破棄するものとする。

（３）設計図書等に対する質疑

期日は、令和７年８月１２日（火）～１８日（月）午後５時までとする。

質疑は所定様式のデータのまま、次のメールアドレスに送付のこと。

E-mail：kumagaya@queensvilla.com

件名を「設計図書等の質疑」としてください。

質疑がない場合でも所定様式に「質疑なし」として送付のこと。

（４）設計図書に対する回答

令和７年８月２１日（木）午後５時までに全ての入札参加業者へメールにて回答する。回答が届かない場合には、法人担当者まで問合せのこと。

６．入札

（１）日時　　　令和７年９月３日（水）午前１０時００分から

（２）場所　　　社会福祉法人　熊谷福祉の里　クイーンズビラ
　　　　　　　　埼玉県熊谷市太井 1777 番地１

（３）開札　　　入札後即開札とする。

７．落札者の決定等

（１）予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

（２）初度入札において予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。なお、初度入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。（再度入札は２回まで実施するものとする）
ただし、初度入札に参加する者が１者のみの場合は、１回のみ入札を行い再度入札は行わない。

（３）上記（２）によっても落札者がいない場合は、次の①及び②の場合に限り、下記の４条件を順守した上で、交渉による随意契約を行うものとする。
①最低価格で入札した者に随意契約の意思がある場合（最低価格で入札した者に随意契約の意思がない場合には順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）
②再度入札において、入札に応じる者が１者のみとなった場合。
条件１．随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
条件２．交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
条件３．入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。
条件４．契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者及び業者が署名捺印をすること。

（４）落札者とすべき同額の入札をした者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

８．入札にあたっての注意事項

（１）代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。

（２）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。

（４）入札参加にあたっては入札日当日に入札金額内訳書を持参する事。また、初度入札における落札者は入札金額内訳書を提出する事。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額内訳書を後日提出する事。

（５）談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。

（６）次のいずれかに該当する入札は無効とする。

①入札に参加する資格のない者がした入札。

②郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札。

③不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札。

④談合その他不正行為があったと認められる入札。

⑤埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていることが判明した入札。

⑥虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札。

⑦入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札。

⑧次に挙げる入札をした者がした入札。

ア．入札書の押印のないもの。

イ．記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの。

ウ．押印された印影が明らかでないもの。

エ．記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの。

オ．代理人で委任状を提出しない者がしたもの。

カ．他人の代理を兼ねた者がしたもの。

キ．２以上の入札書を提出した者がしたもの、又は２以上の者の代理をした者がしたもの。

⑨前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札。

９．契約方法等

（１）様式契約に関する細目は民間（七会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。
（必要に応じた補正を行うこと。）

（２）建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）第１３条第１項の主務省令で定める事項について、書面に記載し契約書に添付すること。

（３）工事履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負額の１０分の１以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。

（４）契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。

（５）一括下請負契約を行わないこと。

（６）本工事の契約は、本法人の理事会で承認を受け、埼玉県が確認した後とする。
（７）支払条件
　　①契約時　１０％　　②完成引渡時　残金とする。
　　ただし、補助金をもって工事代金の支払に充当するため、支払時期については発注者と請負者が協議により決定することを予め承諾する。
　　なお、発注者は補助金等が交付され次第速やかに工事代金を支払う。